

ナイト・デポジット規定

1. (利用目的)

このナイト・デポジットは、当行における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

2. (利用方法)

① このナイト・デポジットを利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を、当行所定（「ナイト・デポジット専用入金帳」）の入金票とともに当行所定の投入袋または入金袋（ポリバック袋）に入れ、その投入袋または入金袋を施錠またはのりしろ部分を接着したうえナイト・デポジットに投入してください（入金袋は、あらかじめお渡ししている補助袋に入れてください）。

なお、入金票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。

② 投入袋または入金袋を投入したのちは、投入口開閉鍵またはカードで施錠しナイト・デポジットの扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票（「レシート」ともいう。）を受け取ってください。なお、ナイト・デポジットには利用記録票の出ない機種もあります。

3. (預金への受入処理)

① このナイト・デポジットに投入された投入袋または入金袋内の現金・証券類は、翌営業日の窓口営業時間開始後、当行所定の手続きにより確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。

② 投入後の入金袋の上部糊代部分および袋が破損している場合は、直ちに連絡いたします。

③ 前項の取り扱いにあたり、入金票に記載された金額が当行で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当行で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当行はその責任を負いません。

4. (投入袋・入金袋等の返却)

① 投入袋は当行の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

② 投入後の入金袋は、お返ししません。

③ 入金袋の手持ちがなくなった場合には、ご請求してください。

5. (鍵またはカードの保管等)

① 投入口開閉鍵またはカードは本人が保管し、その鍵またはカードを使用してナイト・デポジット扉の開閉を行ってください。

② 投入袋の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当行が保管し、投入袋の開閉に使用します。

6. (鍵、カード、投入袋の喪失・き損)

投入口開閉鍵またはカード、投入袋および投入袋正鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに書面によって当店に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

7. (損害の負担等)

このナイト・デポジットの利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、投入袋の不完全な施錠、入金袋ののりしろの接着部分の不完全な接着、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、このナイト・デポジットについて第1条、第2条の①②に定める目的・方法によらない利用が行われ損害が生じても、当行は責任を負いません。

8. (解約等)

この契約は、本人または当行の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、投入口開閉鍵またはカード、投入袋および投入袋正鍵または入金袋の残余を直ちに当店へ返してください。

9. (譲渡・転貸等の禁止)

このナイト・デポジットの利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、投入口開閉鍵またはカード、投入袋および投入袋正鍵または未使用の入金袋についても同様とします。

10. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取り扱います。

11. ナイト・デポジット利用の際に使用する投入袋は、接着テープ付きの当行所定のポリバック袋（以後「入金袋」という。）とします。

12. 入金袋は、あらかじめ交付しますので、投入の際に使用してください（必要に応じて補助袋入金袋の中に入れて投入してください）。

13. 投入後の入金袋は、お返ししません。

14. 投入後の入金袋の上部のりしろ部分および袋が破損している場合は、直ちに連絡いたします。

15. 袋の手持ち分がなくなった場合は、ご請求してください。

16. (規定の変更)

① 本規定の各条項は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき、変更するものとします。

② 前項による規定の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効力発生時期を、店頭表示、

ナイト・デポジット規定

インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。

- ③ 前二項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)